

厚生労働大臣の定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

《入院基本料に関する事項》

急性期一般入院料4	入院患者10人に対して看護職員1人を配置しています。 また、25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
ハイケアユニット入院医療管理料1	入院患者4人に対して看護職員1人を配置しています。
新生児特定集中治療室管理料2	入院患者3人に対して看護職員1人を配置しています。
新生児治療回復室入院医療管理料	入院患者6人に対して看護職員1人を配置しています。

《入院時食事療養（Ⅰ）に関する事項》

当院は入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食に関しては午後6時以降）、適温で提供しております。

〈食費：1食につき 690円〉

《保険外負担に関する事項》

1、病院の初診

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した患者様については、初診に係る費用として初診7,000円（歯科5,000円）、再診3,000円（歯科1,900円）を徴収します。ただし、緊急その他やむを得ない事情にあっては、この限りではありません。この費用は、病院と診療所の機能分担を推進する観点から、自己の選択に係るものとして、初診料を算定する初診に相当する療養部分について、その費用を徴収することができるものと定められたものです。

2、入院期間が180日を超える入院

入院期間が180日を超えて入院されている患者様（精神科、難病、重症等は除く）については、一部保険給付が減額され、1日につき入院費用（入院基本料）に100分の15を乗じて得た額に相当する額に100分の110を乗じて得た金額を徴収します。

〈一般病棟入院基本料対象者：1日あたり2,380円（税込）〉

3、特別の療養環境の提供

患者様の希望により特別料金を設定している個室を使用した場合は1日につき2,750～15,400円（税込）を徴収します。

※ただし、医師等の判断により個室管理が治療上必要な場合、上記の部屋に入院された場合費用は発生しません。

県立八重山病院長